

## 安中市道の駅基本構想策定業務委託プロポーザル実施要領

### 1. 目的

道の駅は、道路利用者への休憩機能など安全で快適な道路交通環境の提供及び災害時の防災拠点、さらに地方創生・観光を加速する拠点（地域経済発展や地域連携）となる重要な施設となります。

そのため、基本構想の策定にあたっては、十分な経験、独創性、柔軟性及び専門的な情報収集・分析などが求められます。

このことから、受託事業者の選定は応募者の特性を活かした提案を比較検討したいため、プロポーザル方式により実施します。

### 2. プロポーザルの概要

#### (1) 業務名

安中市道の駅基本構想策定業務（以下「本業務」という。）

#### (2) 業務内容

別紙「安中市道の駅基本構想策定業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

#### (3) 選定方法

公募型プロポーザル方式

#### (4) 履行期間

契約締結日から令和6年2月29日（木）まで

#### (5) 契約限度額

7,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を限度とする。

なお、本限度額は、契約時の予定価格を示すものではない。

#### (6) 事務局

安中市 みりよく創出部 観光課 観光施設係

住 所：〒 379-0292 群馬県安中市松井田町新堀245番地

電話番号：027-382-1111（内線 2623）

電子メールアドレス：kankou@city.annaka.lg.jp

### 3. 参加資格

参加申し込み時点で、次に掲げる条件を全て満たしている事業者であること。

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者

(2) 国または地方公共団体の指名停止を受けていない者

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定

- による再生計画認可の決定を受けている者を除く。) であること
- (4) 安中市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等でないこと
- (5) 平成25年4月1日以降に以下の業務(再委託による業務や照査技術者の実績は除く)の完了実績を有する者であること
- 同種業務：道の駅基本構想策定、道の駅基本計画策定又は道の駅基本設計策定に関する業務
- 類似業務：道の駅に類似又は関連する施設に関する(以下「類似施設等」という。)基本構想策定、類似施設等基本計画策定及び類似施設等基本設計策定に関する業務
- (6) 安中市入札参加資格者名簿(建設コンサル部門)に登録されていること
- (7) 本社、支店又は営業所等が群馬県、東京都、神奈川県、埼玉県、栃木県、茨城県、千葉県、山梨県、長野県及び新潟県に所在していて、契約締結の権限を有すること
- (8) 本業務の履行期間中は、専任の担当者を配置できること

#### 4. スケジュール

実施内容	実施期間又は期日
実施要領等の公表	令和5年6月2日(金)
質問の受付期間	令和5年6月2日(金)～ 令和5年6月8日(木)
質問に対する回答	令和5年6月13日(火)
参加申込書の提出期限	令和5年6月15日(木)
参加資格の確認通知	令和5年6月19日(月) 電子メールにて通知
企画提案書の提出期限	令和5年6月29日(木)
一次審査結果通知 (書類審査)	令和5年7月7日(金)
二次審査 (プレゼンテーション)	令和5年7月13日(木)～20日(木) の間で調整。決定次第電子メールにて通知
結果の通知	令和5年7月25日(火) 予定
契約の締結	令和5年8月1日(火) 予定

#### 5. 質問の受付及び回答

- (1) 提出できる者

参加申込書を提出している者又は参加申込書を提出する予定の者

(2) 提出期間

令和5年6月2日(金)から令和5年6月8日(木)17時15分まで

(3) 提出先及び提出方法

事務局へ質問書【様式1】を電子メールにより提出すること。なお、質問がない場合の提出は不要とする。

※件名を「道の駅プロポーザル質問(事業者名)」とすること。

※質問書は、提出期間中であれば追加で提出することを可能とする。

※電話等、口頭による個別の質問・回答はできない。また、電子メールの着信の確認については送信者の責任において行うこと。安中市は電子メールの送受信に起因するトラブルに関しては一切の責任を負わないものとする。

(4) 回答方法

令和5年6月13日(火)までに、参加申込書を提出している者及び質問書を提出している者へ電子メールにて回答するとともに、安中市ホームページにて公開する。ただし、質問内容によっては、質問者のみに回答となる場合がある。

また、回答内容は、本要領の追加・修正として取り扱う。

6. 参加申込書等の提出

(1) 提出期間

令和5年6月2日(金)から令和5年6月15日(木)17時15分まで

※受付時間は、土日祝日を除く8時30分から17時15分まで

(2) 提出書類

このプロポーザルに参加を希望する場合は、次の書類を各1部提出しなければならない。

①【様式2】参加申込書

②【様式3】参加資格に関する申立書

③【様式4】受注実績調書

④【様式5】会社概要書

⑤【様式6】暴力団排除に関する誓約書

(3) 提出先及び提出方法

事務局へ直接持参又は郵送すること。ただし、郵送する場合は、提出期限までに必着するように、必ず「特定記録郵便」又は「書留郵便」とし、受付期限までに送付物の到着確認を電話により行うこと。

(4) 参加資格の確認通知

令和5年6月19日(月)までに、参加申込書に記載された連絡先に電子メール(以下「電子メール」という。)で通知する。

## 7. 企画提案書等の提出

### (1) 提出期限

令和5年6月29日(木) 17時15分まで

※受付時間は、土日祝日を除く午前8時30分から17時15分まで

### (2) 提出書類

#### ①企画提案書

#### ②見積書(任意様式による。また、積算内訳がわかる資料を添付すること)

上記①、②を各15部作成提出すること

### (3) 企画提案書について

①「仕様書」の「6業務内容」の(1)～(6)の各項目について、それぞれ想定しているイメージが大まかにわかるように提案すること。

②事業者の調査・分析能力を示す例として、ヒアリングの整理・分析を構想に反映するにあたって工夫した事例を紹介すること。

③事業者の地方創生・観光を加速する拠点、交通拠点及び防災拠点の企画力を示す例として、観光振興計画、地域公共交通計画及び地域防災計画に関する取り組み事例を紹介すること。

④企画提案書の表紙は指定様式【様式7】とし、その他は任意様式による。ただし、A4サイズで簡潔にわかりやすくまとめること。

### (4) 提出先及び提出方法

事務局へ直接持参又は郵送すること。ただし、郵送する場合は、提出期限までに必着するように、必ず「特定記録郵便」又は「書留郵便」とし、受付期限までに送付物の到着確認を電話により行うこと。

## 8. 審査方法

書類審査による一次審査及びプレゼンテーション等による二次審査で評価を行い、合計点が最高得点であった者を契約予定事業者とする。

なお、応募者が1者のみであっても、プロポーザルが成立することとし、審査及び選定を行う。

### 8-1. 一次審査(書類審査)

#### (1) 実施方法(850点)

提案評価点は企画提案書の内容を【別紙1】評価基準に沿って、また、価格点は見積書の内容を評価し点数化する。その中で上位3社程度を一次審査通過者とする。

① 提案評価点(800点)・・・企画提案書

② 価格点(50点)・・・見積書

## (2) 審査結果

一次審査の結果は、参加者全員に対して、令和5年7月7日（金）までに電子メールで通知する。

また、この時点で一次審査の評価点数は公表しない。

※選考の理由、結果に対する問い合わせ及び異議等については、一切応じない。

## 8-2. 二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

### (1) 実施日程

令和5年7月13日（木）から令和5年7月20日（木）の間で調整。

※参加者に対して、決定次第電子メールにて通知する。

### (2) 実施場所

安中市役所本庁舎内会議室（予定）

### (3) 実施方法（800点）

提案内容についてプレゼンテーション（20分以内）及びヒアリング（10分程度）を行い、その内容を【別紙2】評価基準に沿って、評価し点数化する。

また、審査の順番については、企画提案書の受付順とする。

### (4) 参加者側出席者

本業務に従事する者4名以内とし、業務責任者及び専任担当者を必須とする。

### (5) プレゼンテーション及びヒアリングにおける注意事項

① 参加者が提出した企画提案書を基にプレゼンテーション（パワーポイント等の利用による説明は可）を行い、当日の追加資料配布等による説明は不可とする。

② マイク、プロジェクター及びスクリーンは事務局が用意するが、それ以外に備品が必要な場合は各自で用意すること。

### (6) 評価

評価の合計点が最高得点であった者を契約予定事業者に決定する。また、次に得点が高かった者を次点の契約予定事業者として決定する。

最高得点であった者が複数あった場合は、審査委員会にて契約予定事業者を決定する。

また、審査委員会での選考は非公開とする。

### (7) 審査結果

審査結果は、参加した全ての事業者に電子メールにて通知する。

※選考の理由、結果に対する問い合わせ及び異議等については、一切応じない。

## 9. 契約の締結

契約予定事業者に選定された事業者は、本市と協議の上、契約に必要な書類を整え、速やかに本業務の契約を締結するものとする。

## 10. 失格事項

二次審査日までに、次のいずれかに該当した事業者は失格とする。

- (1) 参加資格の要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出期限内に企画提案書等の提出がされない場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 見積書の金額が契約上限額を超える場合
- (5) プレゼンテーションに参加しなかった場合
- (6) 審査の公平性を害する行為があった場合

## 11. 注意事項

- (1) 指定した様式、書式及び方法によらず提出された書類は受け付けない。
- (2) 提出期限以降の提出物の追加、差替え及び再提出はできない。
- (3) 企画提案書の作成及びプレゼンテーション等に係る費用は、参加者の負担とする。
- (4) 安中市から受領した資料等の関係書類は、許可なく公表及び使用することはできない。
- (5) 選定された提案内容の著作権及び知的財産権は参加者に帰属するが、参加者は安中市の許可なく公表及び使用することはできない。
- (6) 提出された企画提案書及びその他書類は返却しない。
- (7) 提出された書類は、本業務における選定を目的とするものであり、この目的以外には一切使用しない。ただし、安中市は、企画提案書について、事前に参加者の許可を得た上で、本プロポーザルに関する記録として使用することができる。
- (8) 提出された書類は、審査に必要な範囲で複製することがある。
- (9) 安中市は、本業務に参加を表明した者及び企画提案書を提出した者の商号・名称並びに企画提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- (10) 提出された書類は、安中市情報公開条例(平成18年安中市条例第18号)に基づく開示請求があった場合に、同条例の規定に基づく範囲内で公開する場合がある。
- (11) 天災その他やむを得ない事由によりプロポーザルを実施することができないと認められる場合には本プロポーザルを延期し、若しくは中止し、又は決定を取り消すことがある。この場合において、本プロポーザルに要した費用を安中市に請求することはできない。